（郵便物認可）　（本號六頁）　明治廿三年八月廿六日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百五十八號　火曜日
明治廿三年八月廿六日（己卯）
舊曆庚寅七月十一日
日出午前五時十九分　入午後六時十六分
月出午後三時十七分　入午前零時零三分
潮汐　午前零時零分　午後零時三十八分
（西暦一千八百九十年）

時事新報の尚商立國論

時事新報は時勢の要用に促がされて來る二十七日より嘉日の紙上に尚商立國論を掲げ立國の方針を尚商と定めて其實手段を講じ商人に訴へ政府に訴へ學者士君子に訴へて廣く大方の高賛を俟たんとす

石版畫の大附錄

當に第三回内國勧業博覽會の出品百種を撰み廣く縱覧者の投票を募りたるに美術品中の諸版類にて投票の多數を得て時事新報金牌を贈る事となりたるは府下京橋區宗十郎町信陽堂の出品したる婦人裝樂の圖あり由て本社は信陽堂に托し此圖を美麗なる石版刷におし新報一頁大の附錄として來る九月五日の新報に添ふべし當日の新報は臨時に印刷の高を増加するを以て當日の紙上に廣告又掲載相成度方は兩三日前に御申込み被下度候

時事新報

東京商工會の議題

東京商工會にては本日を以て第一商業會議所條例制定の建議、第二各地商業會議所委員聯合會開設の手續等を議決するの都合にして其第一議案たる商業會議所條例制定の事は昨年九月農商務省に於て全國商法會議所委員に諮問したるみともあり法律上商業會議所の設立を公認して商業の自治機關たらしむるは頗る利益ありと信ずるを以て本會は大體に於て該條例の制定を望む旨を農商務省に建議するならんとの噂あり我輩は商業會議所の事に就き過般既に本紙上に論陳せし所もあれば今又多言を好まざれども社會の事は恰も音樂の如く其調子の折合ふて相互に一致するの如なかる可らず之を稱して合調と云ふ一方の政治社會にて立憲政體の曲を奏し國會を開きて國事を議し所謂代議の組織を以て人民の聲を發表せんとするの今日、商業社會は相替らず封建時代素町人の調子を改めずして低聲卑屈に聞え一方の高音に和して一致するみと能はざるに於ては日本國中の調者は勿論、海外各社會の音樂家に對しても頗る不外聞なるが故に我商人社會に於て商業會議所と稱する音頭取りを作り他の調子の緩急を和して互に躁暴の會を發せず全國各社會の合調中、商業樂の聲優美にも又微妙あらんみとみそ望さしければ我輩は政治社會に國會開設の擧あると同時に彼の商業社會に於ても大に會議所の組織を改良せざる可らずと信ずる者なり且つ又商人の方より云へば彼の商業會議所をして法律上商人の集會所と爲し商業に關する法律の改正制定廢止等に關き或は政府の諮問に答へ或は其意見を開申するの權力を得せしむるは商人の權力に關して自から一段の進歩と云はざるを得ず或は今度の條例草案中多少の異論を容る可き箇條あきにあらず例へば銀貴論の如き其一とし て計ム可きものあれども大體に於て商人の權勢意見を重ずるの點より見れば新條例の發布は商業社會の面目と一新するの奇機會にして能く之を利用するときは遂には商家自治の根本とも爲す可きものなれば兎に角に時機を空うせずして之に同意を表するみと智者の事なれ斯くて其法文を實施せんとして實地の不都合を發見するみともあらんには既に定せられた商業會議所條例の本文に從ひ公然これを政府に開申して其改正を促す可し政府にして果して商業社會を重んずるの精神ならんには此權の開申を等閑に附するみとはなかる可し左れば東京商工會が會議所條例の制定を國んで之を其筋に建議せんとするは商人の擧動に至當なりと思へども其第二議案たる各地商法會議所委員の聯合會を來る十一月東京に開きて商法修正を議せんとする其會合の議案を今日に提出したるは如何なる意味か我輩に於ては聊か不審なきを得ず議案提出者が各地商法會議所と云ふは今の全國十二個の商法會議所を指すか若くは追て發布す可しと云ふ彼の條例に據りたる新會議所を指すか一方にて新會議所條例の發布を臨む所より察すれば新會議所員の聯合會を開かんとするの意あるが如くなれども條例は未だ發布せず且つ愈々發布したる後、從來十二個の會議所が更に十個に減ずるや或は二十個に增加するや夫れさへ儘かならざる今日に當り何に由りて聯合會を起さんと欲するや勿論商業會議所の基礎を固めたる以上は全國互に氣脈を通じて聯合會を開設し宛然商業上の國會ならざる可らずとは我輩の持論にして現に目下佛國商業會議所にて伊太利生絲に課稅（現法にては生絲一キログラムに付き一法を課す）するの非を論じ近々全國會議所の聯合會を開きて之を議決する都合ありと云が如き差向き海外の一事例にして商業上重要の問題を議するに會議所が聯合會を開設するは固より必要ならんと雖ども新會議所條例を望んで其條例さへ未だ拵ざるに當り更に飛び越えて其會議所の聯合會を開かんとするは率ろ大早計に非ずや寵を得て蜀を望むは人情の自然、我輩の怪まざる所なれども今日東京商工會が未だ寵を得ざるに先ち飛び越えて蜀を望むが如き我輩の察に不審とする所にして我輩は先ち同會に向て一に得隴の策を定めて漸く取蜀に及ばんみとを敢て勸告するものなり

官報

訓令第百八十號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十一號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十二號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十三號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十四號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十五號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十六號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十七號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十八號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百八十九號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十一號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十二號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十三號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十四號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十五號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十六號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十七號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十八號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第百九十九號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百一號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百三號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百四號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百五號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百六號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百七號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百八號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百九號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十一號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十二號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十三號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十四號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十五號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十六號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十七號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十八號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百十九號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十一號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十二號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十三號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十四號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十五號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十六號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十七號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十八號
地方官ハ管轄内ニ於テ公布セシム

訓令第二百二十九